

文化八年尾張国津島町村鍛冶職一件について

大塚英二

はじめに

近世の鍛冶職（渡世）に関する研究は、文献史学・地理学・民俗学等で進められてきたが、近年はやや停滞しているといつてよい。技術史・実態論・集団および身分論・所有論・役論など諸側面から研究され、論点は出尽くされた感があり、ほぼ九〇年代半ば過ぎでストップしているように思われる。日本歴史分野では、九七年までに発表された篠宮雄二氏の一連の研究が一つの到達点を示すと思われる。また、地理・民俗の分野では、河島一仁氏が現在まで研究を牽引し、総合的な検討を行う一方、従来の鍬中心の議論から新たに鎌販売・修理の方向へ議論を広げ、かつ非常に広域的な視角を提示しているが、必ずしも従来の議論を超えるものとはなっていない。今後は、それらを再構成して論点を新たに出していくか、従来にはなかった分析方法の提案を行うことが求められよう。⁽³⁾

そこで、小稿の方法を述べるなら以下の通りである。すなわち、ある都市空間での鍛冶職の営業スタイルの変化を追跡し、その渡世のあり方をこれまで指摘されていたものと対比することで、当該職人の実態論をより一層深めたいと考える。対象とする尾張国津島町村は、津島天王社と津島湊を中心に中世から栄えた商業都市で、町立は行われなかったが、実質的には都市であり、人口規模も尾張では名古屋の次に位置するくらいの都市である。その地域社会での政治経済上の位置づけの大きさは、愛知県立の三番目の旧制中学が設置されたことから窺い知ることができよう。⁽⁴⁾

そうした古くからの在郷町では鍛冶職人は相当数存在していたが、集団としての成り立ちや存在の仕方については未解明な部分が多い。そもそも津島鍛冶という括りで議論されたことはないのである。以下では、文化八年（一八一二）に発生した鍛冶職営業にかかわる公事についての記録⁶が見えられたので、それを紹介しながら上記の課題に迫ってみたい。

一 津島町村鍛冶職新規参入の動きと公事

文化八年七月二十九日、津島町村惣年寄兼庄屋である渡邊新兵衛はその日記に次のように記している。

当日商人又左衛門・佐右衛門・久七・左助外ニ又左衛門売子・左助売子、右之者共駄鍬取扱願之義ニ付張訴致、御陣屋を軽蔑致候、不届ニ付御叱り込候、鍛冶屋方不残ベリ方不行届由ニ付御叱り、委ハ会所ニ留置申候

すなわち、又左衛門ら四名の商人とその売子二名が駄鍬（百姓が一般に使う農具としての鍬）を商品として取り扱いたい旨を張り訴の形式で願い出たので、代官所は役所を軽蔑した不届きの所業として、六名を叱り込みの処分とし、また、こうした事態を招いた鍛冶屋仲間も残らず叱りとしたというのである。詳しくは町会所に記録してあるという。叱り込みは通常の叱りよりも一つ上の刑罰である「急度叱り」に相当するものである。次回以降はより重い刑罰に処するとの脅しの意味も含まれている。張訴とは役所の文関などに文書を貼り付けて訴える訴願の形であるが、庄屋などの役人を飛び越えて直接代官に訴える形となったもので、いわゆる越訴として嚴重に取り締まれた。一般の商人と鍛冶屋（職人）は当然ながら簡単に営業（渡世）上の行き来ができない。鍛冶職には職札をもった仲間集団が存在し、その許可（職札）を得なければ営業は許されない。そこで、津島町村の鍛冶屋仲間と新規参入を試みる者たちの間で争論

が発生していたのであろう。それが張訴という過激な手段が講じられた理由であると思われる。

さて、その翌日（八月一日）には一当^{（八月一日）}日夷屋又左衛門・左助・久七・佐右衛門・藤助・喜八明二日五つ頃御呼出、庄屋・組頭とも御状来」と新兵衛の日記にあるように、叱り込み後の対応について、代官から呼び出しがあったことがわかる。

そして、召喚日の八月二日に、六名の者たちに対し、最終的な処分と対応が示されている。同じく新兵衛の日記を掲げよう。

一当^{（八月一日）}日朝五つ頃

商人 坂 又左衛門 又左衛門

鈇 名代 売子 藤 助

上切 久七 左 助

橋詰 佐右衛門 売子 喜 八

左 助 右兩人別段四人之者共

名代 令一味、御申渡

吉左衛門別段御叱込御解

右之者共御呼出、御代官岡勝右衛門様御代永田祐九郎様御差添

被仰渡候二ハ、其方共此頃叱り込申付置候処今日差免候、付而ハ鈇商ひニ付鍛冶職札請之儀先達而相願候処、

鍛冶職之義ハ夫々職法も有之、勿論鍛冶頭も有之事ニ付、願書ハ差戻候得とも、鍛冶職とも之内ニも職法不正旁

今般ニ限り其方ともへ鍛冶職差免候、以来鍛冶札請店方^{（て懸）}まも夫々鍛冶職取扱用意致、片店ニ而歎願候様被仰渡候

但し、鍛冶札之義ハ鍛冶頭より其方共呼出申付候哉、又ハ鍛冶肝煎より申通辞候哉、追而沙汰可有之候程、其旨

可心得旨被仰付候、勿論鍛冶職致候ニおゐてハ右ハ火商売ニ付、村方町法度等も有之由、右ニ而差支へ候義ハ是
ハ別段之間、村役人町内へも能頼会致候様ニ被仰渡候

別段手前へ被仰渡候ニハ、右鍛冶共并今度之四人之者共和熟致取計候様導候様被仰渡候、勿論鍛冶商売町法度
之義もそれ〳〵理害申聞納とく致候様被仰候

これによれば、町会所だと思われるが、そこに坂（津島町村の個別町名、以下同じ）の又左衛門名代、上切の久七、橋詰の佐右衛門、下構の（これは後掲の史料から分かる）左助名代、および又左衛門の売り藤助、左助の売り喜八の六人が呼び出され、佐屋代官岡氏とその手代永田氏から、次のような申渡しを受けたことがわかる。すなわち、最近六人の者（吉左衛門も含まれていたが、この者は特別な理由があったものか、叱り込みからは既に解放されている）は「鉄鉞」商いで叱りこみの処分を受けていたが、今日をもつて差し許す（叱り込を解く）こととする。鉄鉞を商う場合は鍛冶職の職札を得る必要があり、先達て（七月二十九日）からその交付を願ひ出ているが、鍛冶には職法（仲間としての掟）があり、鍛冶頭もいるので、勘定方に持ち込まれた鍛冶職新規渡世の願書は差し戻すことにする（鍛冶頭へ願ひ出よとする）。鍛冶職の中にも仲間の法の通りでない者もいるから、今回に限り勘定方としては鍛冶職を認める。今後は鍛冶の職札を請け、鍛冶職営業用の店も用意して、片店すなわち本業とはちがつて副業を行うような形で願ひ出るようにせよ。ただし、鍛冶の職札については鍛冶頭からの呼び出しか、または鍛冶肝煎からの連絡があるのではないか。追つて沙汰があるので、心得ておくように、としたのである。もちろん、鍛冶職は火を扱う商売で、町法度にも抵触する可能性があり、特別の規制があるから、村役人と町内へもよく頼み込むようにせよと指示を出しているのである。そして、渡邊新兵衛に対しては、町内の鍛冶職と新規参人を願つた四人の者たち（売り二人は除く）の間で和熟（Ⅱ内済）がなされるよう導くことが申しつけられたのである。その際、鍛冶商売と町法度それぞれの利害を言つて聞かせ、双方を納得させるように、としている。

ここから分かるのは、尾張藩としては決して鍛冶職渡世の新規参入を制限するものでなく、可能な限り容認して、地域での需要に応えたいとの方向性を有していたことである。ただし、職人集団の判断や地域としての自立性を尊重し、彼らの承認を得ることを大前提としているのである。そこに、地域の「政治家」的な地位にあつた渡邊新兵衛を入れて、鍛冶職と新規参入組の間での公事調停を行わせようとしたのである。

二 鍛冶頭津田氏からの申渡し

代官の申渡しから一週間後の八月九日、鍛冶頭津田助左衛門(九日)時悦より四人の者へ差紙が届いた。新兵衛の日記には「当日津田時悦殿より四人之者、久七・左七・又左衛門・佐右衛門呼状来、申渡候処、四人とも津田氏へ参り申候」とある。直接四人に差紙が届いたのではなく、それは新兵衛のところに届き、それをもって新兵衛が四人に申し渡したのである。

後述の史料にあるように、その日(九日)のうちに四人は津田氏と面会を果たしている。四名は九日は名古屋に宿泊したと思われ、翌十日に面会の内容が新兵衛のもとに届けられ、新兵衛はそれを代官に報告している。その史料を掲げよう。

十日天氣宜

(中略)

一津田時悦へ又左衛門・久七・佐右衛門・左助呼出之者罷帰申候、依之左之通達し書差上申候

乍恐御達申上候御事

津嶋村坂口分

又左衛門

同村橋詰分

佐右衛門

同村上切分

久七

同村下構分

佐助

右之者共鍛冶頭津田時悦方江罷出候処、時悦被申渡候二ハ、追々相願候鍛冶職之義差免候筈二候、付而ハ銘々店方半分程鍛冶職細工場用意致職業仕、馴候者召抱注進可申候、其節職札相渡可申候旨被申渡候由二付、細工場居宅間纔二付甚難渋之由申立候処、何分鍛冶職札相渡候二付而ハ、銘々自分宅ニて鍛冶業不致候ハ而ハ差響ニも相成候二付、其旨相心得候様被申渡候二付、重而可申上旨申候而帰村仕候旨、四人之者共罷帰り相届ケ申候二付、乍恐御達申上候、以上

未八月

津嶋村 渡邊新兵衛

岡勝右衛門様

御陣屋

右之通八月十二日御達申上候

日記の十日の記事である。四名の帰村直後に新兵衛は代官岡氏へ「御達」を記し、それが十二日に届けられたのである。それによれば、鍛冶頭の津田は四人に鍛冶職を許すことは許すが、それに際して、それぞれが店の半分を鍛冶職の細工場として準備して営業を始め、親方として熟練した者を召抱えて雇用し津田のほうへ届を出しなさい。そこで改めて職札を渡すようにする、と言ってきた。それに対して四人が、細工場の準備は居宅が狭く非常に難渋していると申し

立てたところ、職札の発給は鍛冶業が自宅で行なわれていないと問題となるので、その旨を心得ておくよう申し渡された。結局、四人は改めて願いを立てるとして帰村してきたというのである。明確に示されてはいないが、津田は、鍛冶職を増やしたいという藩側の意向を酌んで、職札を与えることに難色は示さなかつたものの、居職一致の原則を貫いて、細工場を設けることを条件として厳しく提示したものと思われる。

三 鍛冶頭の申渡しへの対応

さて、新兵衛は十三日になって、代官岡氏へ出した達しを補足する形で、今後の方針を含めた達しを再び認めている。その記事を掲げる。

十三日晴天

(中略)

乍恐御達申上候御事

津嶋村下構分

左 助

同村上切分

久 七

同村坂口分

又左衛門

同村橋詰分

佐右衛門

右之者共当月九日鍛冶頭津田時悦方江罷出候処、時悦被申渡候ニハ、其方共追々相願候義ニ付、今般ニ限新規鍛冶職差免候筈ニ付、銘々店方半分鍛冶職細工場ニ補理替職業仕、馴申候者召抱、其上可申出、其節職札相渡可申旨被申渡候由ニ付、四人之者帰村之上前頭之趣相届申候ニ付、其段別紙御達申上候、夫ニ付新規鍛冶職之義ハ町法度ニ有之候ニ付、右之義先達而私共へ御導も被為有候儀ニ御座候ニ付、町法度之儀ハ何卒程能勘弁為致度奉存、四人之居町之者江鍛冶職細工取扱候儀納得仕候様相導申候所、下構分左助儀ハ居町之内ニ鍛冶職之者も有之候ニ付、今度左助ニ限り鍛冶職差拒候義も無謂儀等申聞候処、下構分左助儀ハ鍛冶職納得仕候処、上切分久七・坂口分又左衛門・橋詰分佐右衛門義ハ町内并居宅等も間狭御座候ニ付、火之元不安堵ニ存候故六ヶ年以前村方火災手致致、勿論鍛冶職ハ町法度ニも御座候ニ付、右町法度之儀申立納得可仕候得共、店方鍛冶職場補理替銚計り之儀ニハ不筈候へ共、実々火業取扱候儀ハ前頭奉申上候通り間狭候居宅ニ御座候ニ付納得不仕候、猶更此上とも納得之義相導可申歟ニ候へ共、右之趣御達シ奉申上候、已上

未八月

初めの部分はほとんど同じである。店方半分の細工場への改修工事を四人が津田氏から申し渡されたことが問題となつている。それについて津島町村の町内の事情を検討したところ、新規に鍛冶職となるには町法度との絡みもあり、その点、藩勘定方から指導をうけたが、これはうまく勘弁してもらえないよう取り計らい、四人の居住する個別町の人々へ四人の細工を納得してくれるよう話を進めた。その結果、下構の左助は町内に鍛冶職もいるので同人の鍛冶職としての細工が拒まれることはなかった。一方、上切の久七・坂口の又左衛門・橋詰の佐右衛門の三人については、町内・居宅ともに手狭で火の元が不安であり、六年以前にも火災が発生して大問題となつたことから、交渉は難航した。鍛冶職は町法度にも記載があり、それにしがたつての営業については了承がえられたものの、細工場を飾りばかりにするという点については、火を扱う仕事の性格上、居宅の作業場が狭いということで納得が得られなかった。今後、町内の了解

を得るために議論を導いていくべきか否か、新兵衛は迷っており、それを代官に伝えたのであった。新兵衛と勘定方は対応策をまとめ、四日後の十七日に行動を起こす。史料を掲げよう。

十七日天気宜

(中略)

当日鉄鋏売商人四人へ鍛冶頭居宅狭く片店鍛冶細工場ニ補理替、火業致候義町内差支へ候間、かさり計ニ被成、仲間内之打立候鉄鋏買取売申度、其内手広居宅買求家替致候ハ、其節ハ半店ニ而鍛冶職可致、夫迄之所ハ飾計ニ而仲間内之鉄鋏売申度候、右ニ而相済候様ニ被成下候様鍛冶頭へ導相願候趣被仰越候由、青山様御導被成候

すなわち、勘定方役人青山氏⁽⁸⁾から導かれ、次のように鍛冶頭に願いを立てることとなったのである。細工場を設けることは火を扱う業種として町内で差し支えるので、細工はとりあえず飾りばかり（実際は行わない）とし、鍛冶職仲間が打ち立てた鉄鋏を買取って販売することとして、その後広い居宅を購入して家替をし、その時に店の半分を鍛冶職場として営業を開始するというのである。それまでのところは、鍛冶職は形ばかりにして、鉄鋏の販売だけにとどめたいが、それで鍛冶頭のほうで認可してほしいとしたのである。ここには、鍛冶頭が、出職を除き、需要地域での鍛冶職の居職一体の原則を貫こうとするのに対して、藩勘定方のほうは既にそうした原則を重視せず、居職の分離すなわち製造と販売の分離⁽⁹⁾も見据えた対応を考えていたことが分かる。鉄などの農具はそれを使用する者の身体的特徴を反映して製造されたとき、鍛冶職は購入者と対面して商売することが一般的とされたが、もはやそうした「村の鍛冶屋」としての経営形態を壊す動きが、在地のみならず領主側からも出てきていることに注目したい。

四 居職を分離した鍛冶職の認可へ

次に、四人の新規鍛冶職認可への詰めがどのように行われたか、見ていこう。十八日の記事を掲げる。

十八日天気宜

(中略)

当日米之座吉兵衛呼申候而、商人四人鍛冶飾勝手ニ飾置候迄ニ而、仲人内承知致候様致度段導遣ス

(中略)

永田祐九郎様、津嶋村商人四人鍛冶職差免方之儀鍛冶頭申渡之趣、并町法度之儀とも別紙之通り申出候ニ付、右式通御達申上候

御状之趣

八月十三日

右御紙面之趣致承知、鍛冶とも一埒奉行衆方相咄内談候処、頭方申渡候趣職法ニ付而ハ一通り尤之儀ニ相聞候得共、必自分ニ而打立候歟ならてハ商不相成候様ニ成候而ハ、御免三人顕然難渋之筋ニ相見へ候ニ付、此上相願候ハ、程能勘弁品を付遣候哉、鍛冶頭へ導セ可申候間、其心得にて宜庄屋共と導セ申様ニ申聞候、付而ハ商人共之儀店半分仕切候而、至而手狭居候場所にて歟打立候事いたしかたく、追而相応之家へも引移り候上と歟、又ハ何卒品を付当分店かざり計半分鍛冶之店かざり候体ニいたし、仲間内にて右之歟売出し度など、鍛冶頭へ願候ハ、可聞届哉ニ相聞申候、尤指図いたし候筋ニハ無之、猶更いつれへ成共相応ニ申立いたし、頭へ願候様新兵衛よろしく導セ候様可致候

十八日には、新兵衛は、津島町村の有力商人が多く居住する「米之座」¹⁰町の吉兵衛（後掲の史料から津島町村の鍛冶職肝煎であることが確認できる）を呼んで、左助ら四人の子どもが鍛冶職を始めるが、店は飾りほどで勝手に商いすることを、仲間内で承知してくれるよう依頼した。津島町村内での合意を取り付ける動きを活発に見せるようになったのである。

また、十三日付で、佐屋代官手代の永田祐九郎から、四名への鍛冶職差免しに関わって鍛冶頭への対応と、町法度に関わる申し出があったので、十八日のうちにこれも代官へ届け出をした。その届出の文章が「御状之趣」以下である。それによれば、鍛冶頭の申渡しは尤もであるが、必ず自分で細工した鍬などの商品でなければ販売してはならないとなつては、左助を除く三人が難渋してしまうのは明らかなので、鍛冶頭には何とか妥協させる。その心得で、津島町村庄屋衆も話を進めてほしい。ついでには、三人のそれぞれの店半分を仕切って細工場を作るのは狭くて困難だから、そのうち大きな店に移って稼ぎをするか、当面店の半分を鍛冶職のような店飾りにして、鍛冶職仲間の作成した鍬を売り出したいなどと鍛冶頭に願ひ出れば了承してくれると聞いている。これは指図しているのではなく、いずれでも自分でふさわしい方法で対応し、頭に頼むよう新兵衛が導くようにせよと言っている。

この文章からは、藩の勘定方が鍛冶頭の職人支配をほぼコントロールできている様相が見て取れる。どうやら鍛冶頭の津田氏は藩勘定方の要請を受け入れているように思われる。十八日までには、新規鍛冶職希望者と津島町村惣年寄、及び行政側との申し合わせが済んで、町内への対応も進みつつあったように思われる。

そして、ついに十九日に新規参入者が鍛冶頭と交渉した。それを示す記事を掲げよう。

（八月十九日）

当日久七・又左衛門代茂吉参り、鍛冶頭時悦へ参り、私共三人久七・又左衛門・佐右衛門事居宅間狭二而鍛冶職火業町法度、勿論家狭く候而細工難致候間、家居建直し候迄鍛冶職飾計にて、鍬・馬鍬ハ仲間内打立候をかり請売申度由願候処、時悦聞届有之由申候、左助義ハ自分宅にて鍛冶職致候

十九日に、久七と又左衛門の代理茂吉が津田氏のところへ行き、交渉して、先に申し合わせていたように、左助を除いた三人の窮状を嘆き、居宅を建て直すまでは鍛冶職は飾りばかりにして、鍬や馬鍬は他の鍛冶職仲間が製造したものを借り受けて売ることとしたいと願ったところ、津田氏は簡単にそれを聞き届けたというのである。まったく勘定方が描いたシナリオ通りの結末であった。これを見ても、鍛冶頭は完全に藩勘定方の支配下に入っているかのようにである。もちろん、職人は国家的な役負担の面では藩の直轄支配を受けるのが基本で、その意味では勘定奉行支配となるのは普通であるが、その職人集団の成り立ちをめぐる支配の面では頭による統率がより重要な意味を持つていたはずである。しかし、今やすべての面で勘定方の言いなりとなったかのようなのである。

五 鍛冶職の新たな動き

ここまで、文化八年（一八一）尾張藩政下の津島町村における新規鍛冶職認可の事例を見てきたが、ここでは、鍛冶職を増やすために狭い町内屋敷に好都合な形で居職の分離を認め、出職は例外として、従来の居職一体の原則を破棄する動きが見られた。それは、藩勘定方主導でなされたもので、鍛冶職集団の自律性の下で行われたとは言い難かった。しかし、鍛冶職人集団の自律性は集団内部では維持されている。公事から二年近く経った文化十年三月二十六日の記事を掲げよう。

一三月廿六日終日雨天

(中略)

一当日鍛冶屋門左衛門西嶋村へ引越願之儀ニ付、村方鍛冶肝煎吉兵衛へ門左衛門引越差支候哉之儀相尋候処、吉兵衛・久左衛門兩人ハ徳意場ニ付差支へ候由申候、尤仲間一統談判之上否可申由ニ付、門左衛門鍛冶仲間吉兵衛・

久左衛門之外ハすべて納得之願書吉兵衛へかし遣ス

ここで示されているのは、津島町村の鍛冶屋門左衛門が西嶋村（現稲沢市）に引越すことになり、それについて新兵衛が津島町村鍛冶職の肝煎である吉兵衛に差支えがあるか訊いたところ、吉兵衛と久左衛門の両人が西嶋村は自身の得意場であるので差し支えたと回答してきたのである。もつとも、鍛冶職仲間全体で談判して問題があるかどうか回答するという返事であった。その結果、鍛冶職としては吉兵衛・久左衛門以外は納得するという願書が示されたのである。先にも述べたように、津島町村には二〇名以上の鍛冶職が存在していたのであるが、彼らは周辺村々に得意場を有する稼ぎが多かったものとみられる。それに対して、門左衛門のような人物が町から在方の周辺村々へ、出職ではなく住み着いて鍛冶職渡世を行おうとしていたことが窺われる。自ら「村の鍛冶屋」を選択したわけである。しかし、それに対しては、仲間集団から得意場の侵害であるとの訴えがなされ、その問題については集団として解決が図られていたようである。いかなれば、いまだ集団の自律性は完全には損なわれていなかったことが確認できるのである。

津島町村の中では、鍛冶職はおそらく従来の対面のうえ製造・販売・修理を行う者と、又左衛門らのように、既製品を仕入れて販売する者との二つのタイプに分かれていったものと思われる。そのうち、従来の形にこだわる鍛冶職は、門左衛門のように津島町村から引越して、近隣の村方に在住するようになっていったのではないだろうか。鍛冶職仲間間の分裂という現象ともいえるであろうが、それは集団内での自律的選択の結果としてもたらされたものであった。

おわりに

津島町村という一つの狭い都市的空間の中で、鍛冶職や鍛冶職になろうとする者がどのような動き方をしていたのか、村役人の日記から個別事例を検討した。最後に、簡単にそれをまとめて、在郷町における鍛冶職人の存在形態に関

する事例報告とする。

津島町村では、尾張知多半島の犬野地域ほどではないにせよ、二〇名以上の鍛冶職人集団が存在し、小頭を通じた尾張藩による職人支配を受けていた。その支配は原則的には鍛冶頭津田氏によるものであったが、近世後期にはその実態もかなり形骸化してきて、日常的には藩勘定奉行の支配下に収まっていたように思われる。犬野鍛冶を除けば出職が禁じられていたので、津島鍛冶も町村内に屋敷を所持し、そこに職場と店見せを構成し、付近の住民からの注文を受けた。彼らは得意場の村々ないし人々を有して地域社会とつながり、町村内では株仲間の紐帯により集団を構成していた。それゆえ、新たな鍛冶職の参入には敵対的となり、争論に及ぶことがあった。しかし、藩の側は需要の拡大を考慮し、新規の鍛冶職営業に寛大な対応をとった。小稿で見たように、町村内に十分な屋敷 \parallel 職場を設けられない場合には、とりあえず仲間の生産した商品を店見せにおいて商売することを認め、職場の確保は後回しとしてもよいなどの対策がとられた。

その後、鍛冶職の中には、町村での営業に限界を感じ、直接村社会に入って行こうとする経営も見られるようになる。近世後期にはそうした動きが活発となり、いわゆる「村の鍛冶屋」 \parallel 農鍛冶が形成されたものと思われる。鍛冶屋は本来村に必ずあったものではない。百姓が犬野鍛冶のように村にやって来た者に依頼する場合と、百姓が村から都市に出て行って依頼する場合との二つのタイプがあった。それが、鍛冶職が村の構成員となることで、より便利に生産と修理が行われるようになったと思われる。ただし、鍛冶職はすべてが都市から去ることはなかった。むしろ、都市では特殊技能を持つ集団と、主に販売をする店見せというように、集団が分化していったのではないかと想定される。

以上、個別の事例から行き過ぎた議論をしたかもしれない。諸賢のご批判を仰ぎたい。

注

(1) 篠宮雄二「江戸時代の犬野鍛冶」(安城市歴史博物館図録『農鍛冶の世界』一九九六年)、同「尾州知多郡犬野鍛冶について——職人集

- 団に見る役・身分・所有」(『知多半島の歴史と現在』8号、校倉書房、一九九七年)。
- (2) 河島一仁「東三河における鉄製農具の供給と修理」(『愛知県史研究』一一、二〇〇七年)、同『農具便利論』における堺の「農具鍛冶」と「其処の鍛冶」(『立命館地理学』二二、二〇一〇年)、同「日本における鑄物師・鍛冶に関する研究の進展―歴史地理学的『職人集団研究』の可能性」(『立命館文学』六二七、二〇一二年)を参照。
- (3) なお、技術史的な議論としては、朝岡康二氏が『野鍛冶』(法政大学出版局、一九九八年)や『鉄製農具と鍛冶の研究―技術史的考察』(同、二〇〇五年)等においてまとまった仕事をしている。
- (4) 津島町村については、とりあえず『愛知県地名 日本歴史地名大系』(平凡社、一九八一年)を参照されたい。なお、愛知県における旧制中学の設置は、最初が県庁所在地である名古屋、次いで三河の中心である岡崎、そして第三に津島となっている。その後、第四が豊橋であり、ここまでは尾張・三河交互の設置であるが、その後は、地元の誘致合戦により設置がなされたようである。
- また、小稿のテーマに直接かわる近世津島の鉄加工業の展開については、『津島市史(五)』(一九七五年、津島市教育委員会、二四頁からの記述)は、尾張国においては津島・内海・大野の三地域が当該工業の拠点であり、年間二千貫以上の鉄素材が津島に移入されていたのではないかと推定している。これは、鍛冶職だけでなく鑄物師職にかかわるものが大きいと思われるが、室町時代後期の刻銘をもつ津島神社所蔵の鉄燈籠も津島で製作された可能性があると、そうした伝統の上に立って尾張藩政期の鉄加工業が成立したと理解している。
- (5) 前掲篠宮「尾州知多郡大野鍛冶について―職人集団に見る役・身分・所有―」では、津島町村には二〇人ほどの鍛冶屋が確認されている。
- (6) 津島町村庄屋兼物年寄である渡邊新兵衛が残した「文化八年日記」がその史料である。渡邊家についてはとりあえず『愛知県史』資料編16近世2(愛知県、二〇〇六年)の資料群解説を参照。
- (7) 初代は元安芸毛利家家臣で、家康に見いだされ時計師として尾張藩に仕えたと言われる。
- (8) 徳川林政史研究所HP・PDFファイル『藩士名寄』によれば、支配勘定組頭の青山助八と確認できる。
- (9) 前掲川島一仁『農具便利論』における堺の「農具鍛冶」と「其処の鍛冶」参照。
- (10) 中世・戦国期にはその名の通り米座があったと考えられるが、近世期にそれを確認することはできない。津島町村の中核となつたいわゆる「津島五か村」の一つである。